

◆資料編

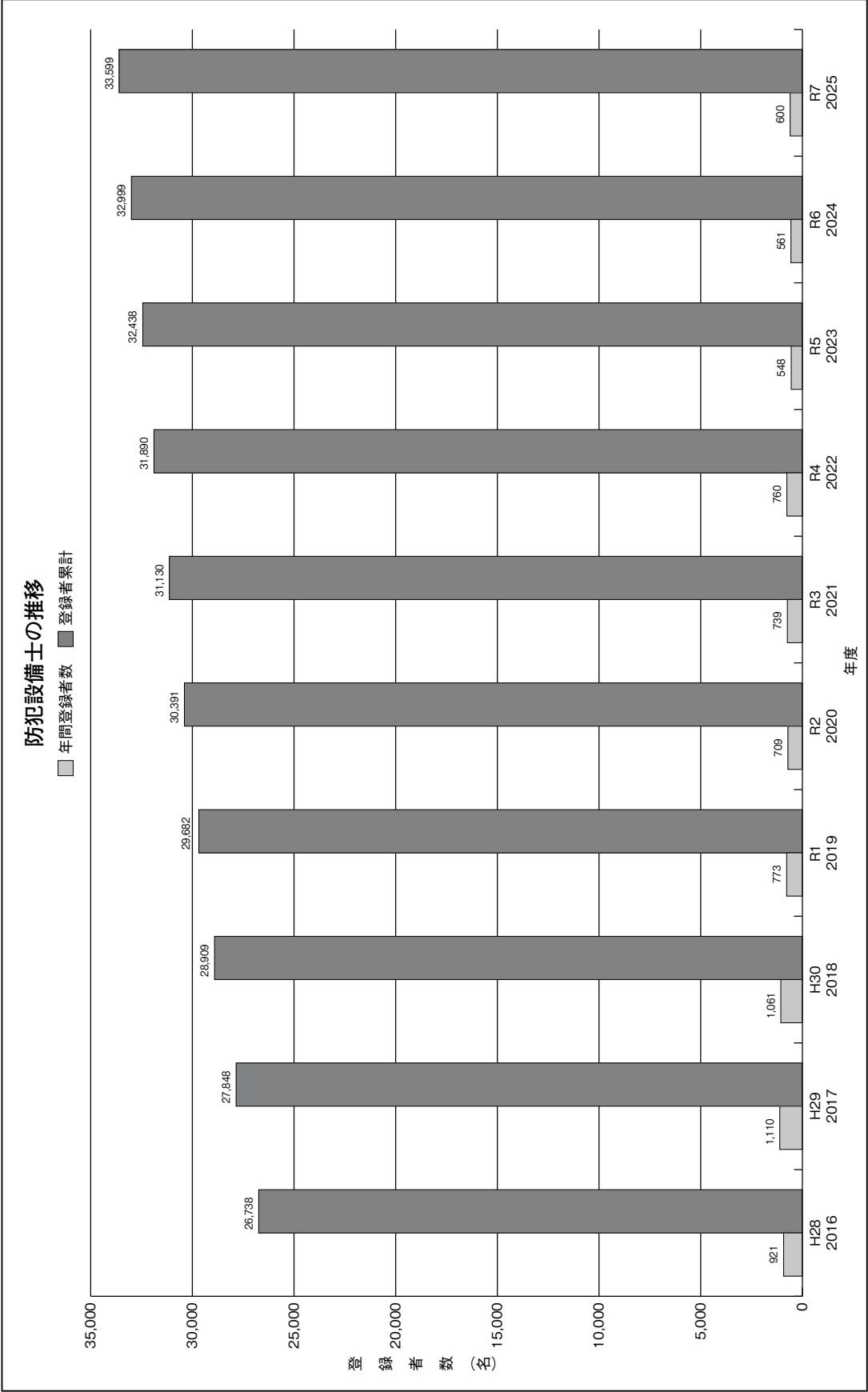
数字で見る31年目から40年目

1. 防犯設備士登録者数の推移
2. 総合防犯設備士登録者数の推移
3. 防犯カメラ認定型式数の推移
4. デジタルレコーダー認定型式数の推移
5. LED 防犯灯認定型式数の推移
6. 会員数の推移
7. 歴代役員・理事一覧
8. 歴代議長・委員長・副委員長・主査一覧
9. 定款

資料 1 防犯設備士登録者数の推移

[単位:名]

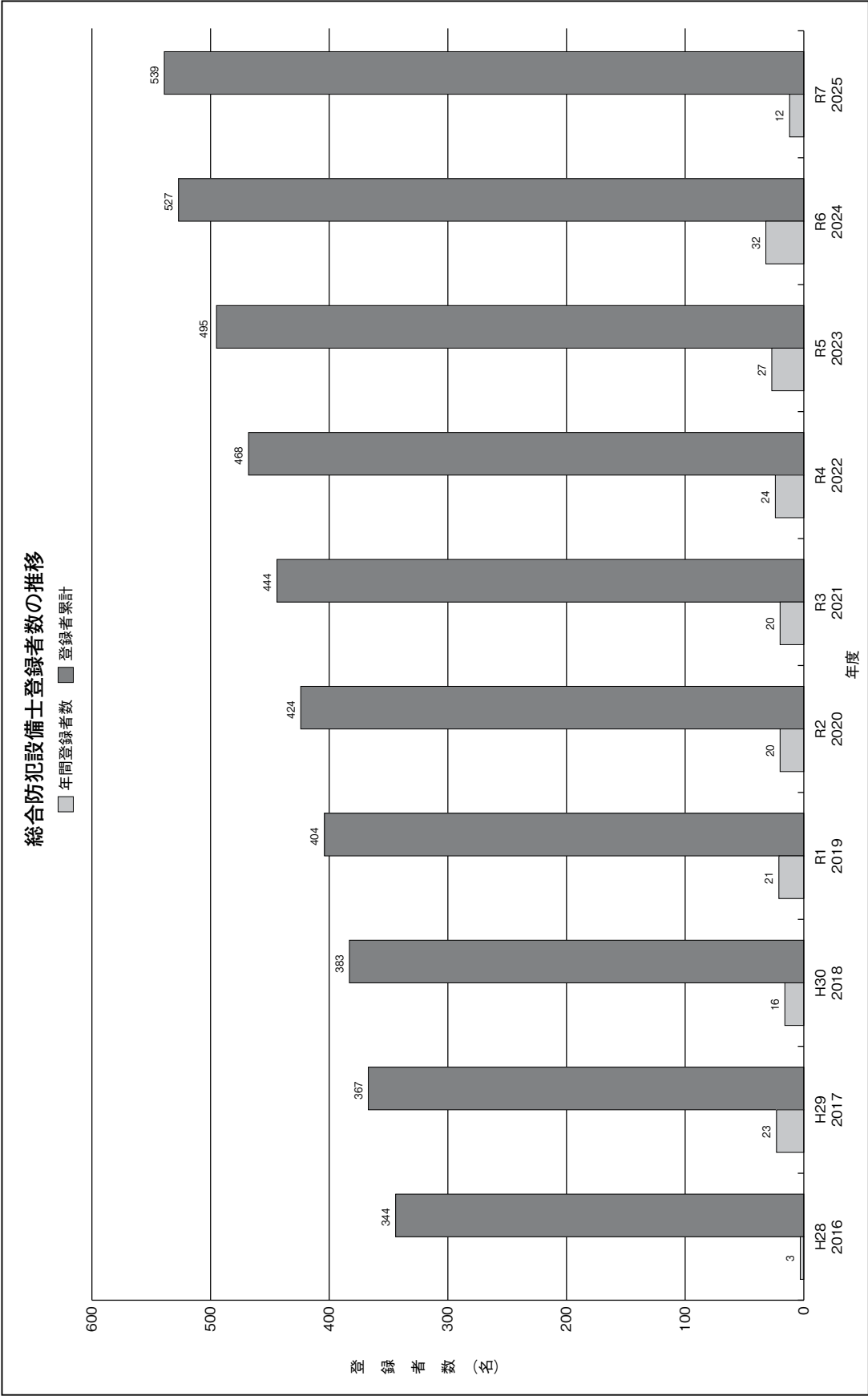
項目	登録年度		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	年間登録者数	登録者累計	平成28 921	平成29 1,110	平成30 1,061	令和元 773	令和2 709	令和3 739	令和4 760	令和5 548	令和6 561	令和7 600
防犯設備士			26,738	27,848	28,909	29,682	30,391	31,130	31,890	32,438	32,999	33,599



資料 2 総合防犯設備士登録者数の推移

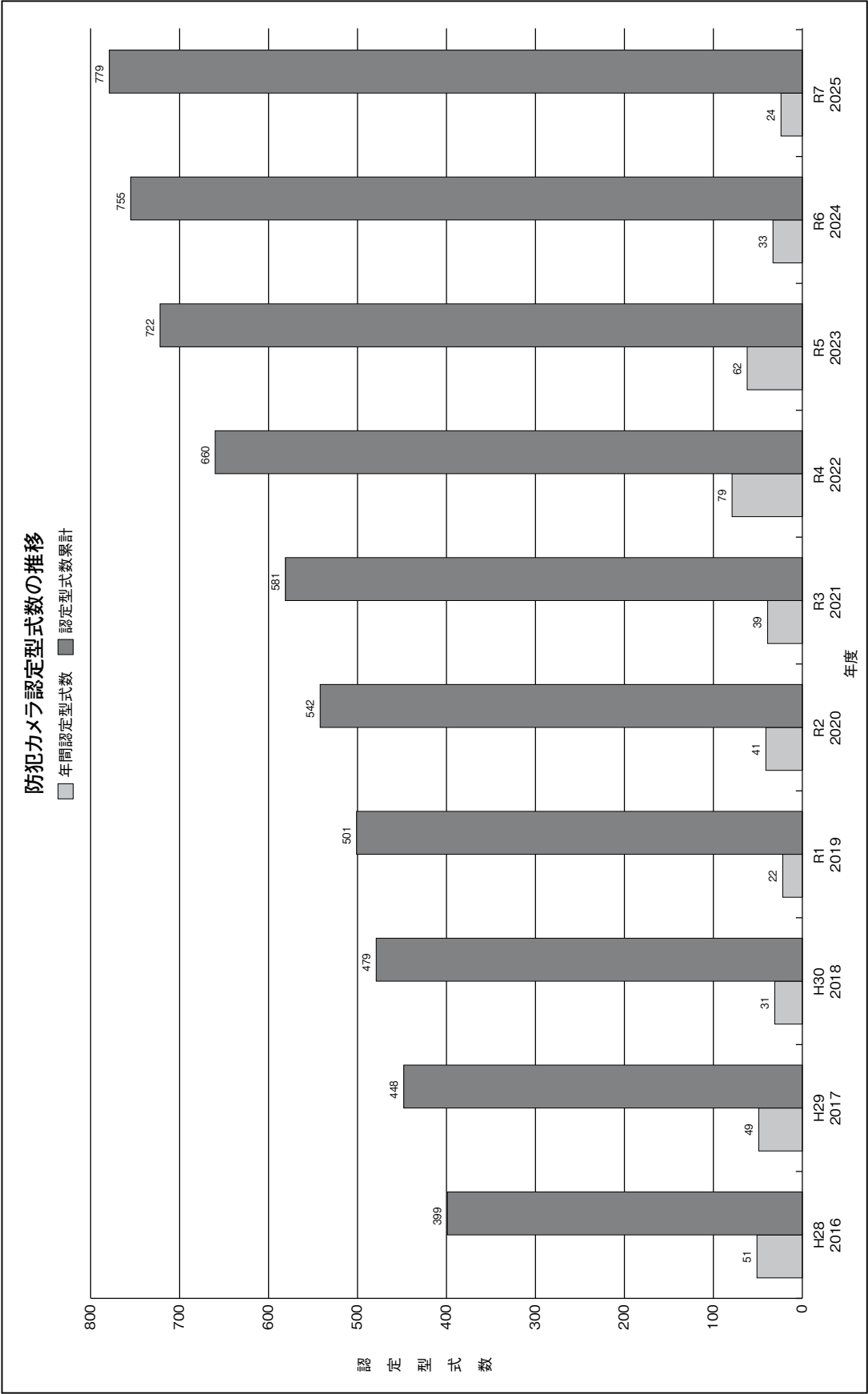
[単位:名]

項目	登録年度		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	年間登録者数	登録者累計	平成28 3	平成29 23	平成30 16	令和元 21	令和2 20	令和3 20	令和4 24	令和5 27	令和6 32	令和7 12
総合防犯設備士			344	367	383	404	424	444	468	495	527	539



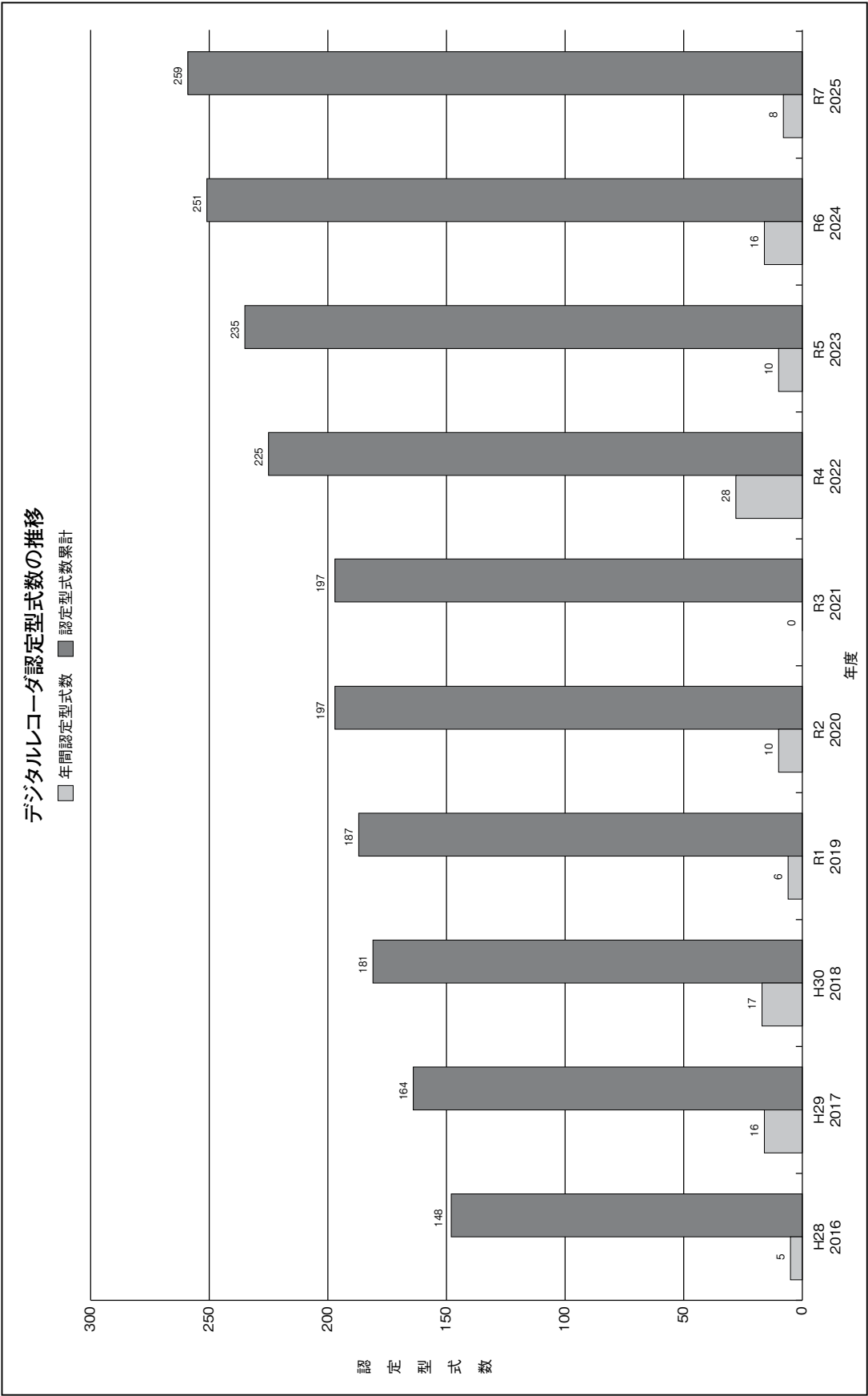
資料 3 防犯カメラ認定型式数の推移

項目	認定年度										
	2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 令和元	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	
防犯カメラ	年間認定型式数	51	49	31	41	39	79	62	33	24	
	認定型式数累計	399	448	479	501	581	660	722	755	779	



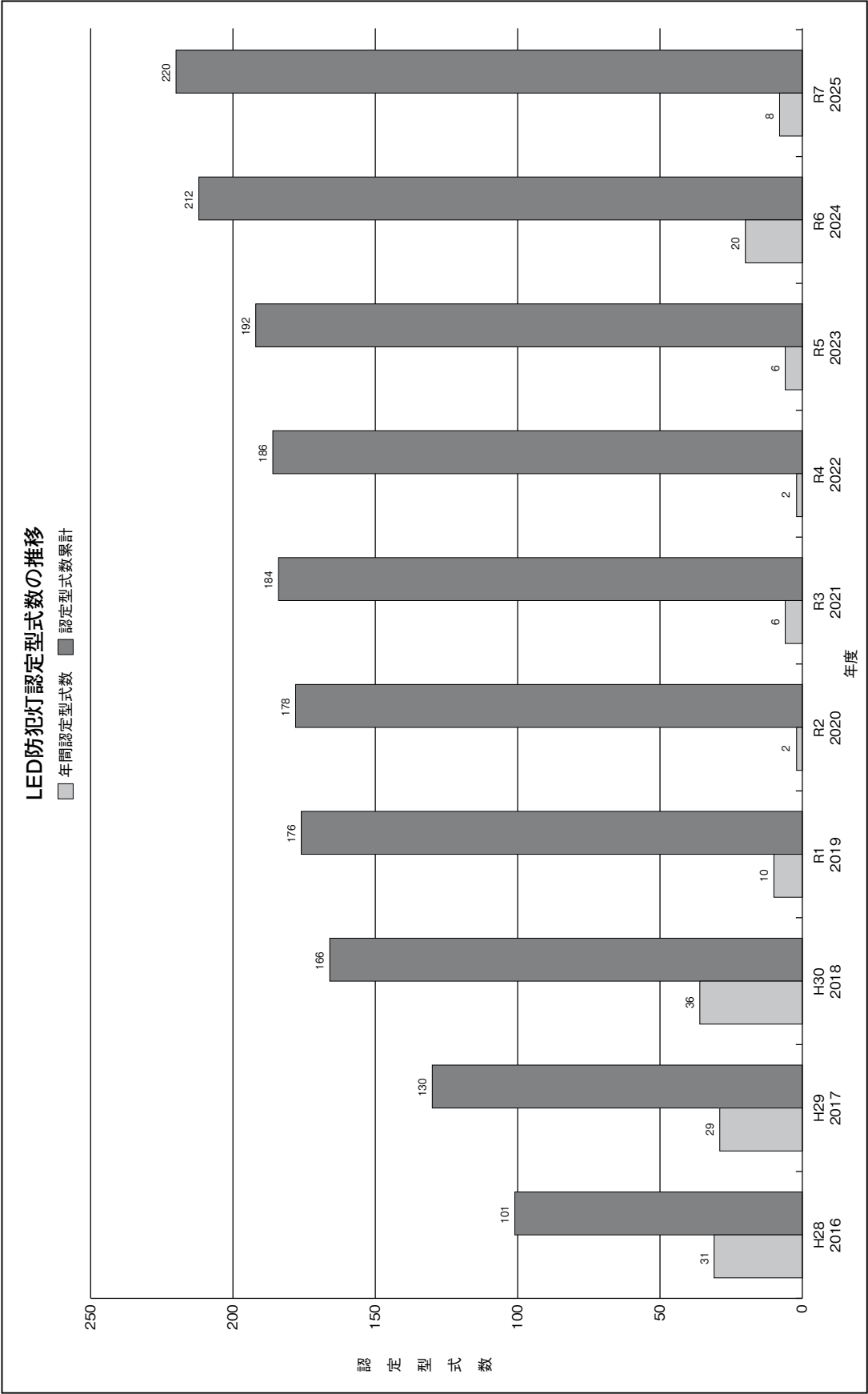
資料 4 デジタルレコード認定型式数の推移

項目		認定年度									
		2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 令和元	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7
デジタルレコード	年間認定型式数	5	16	17	6	10	0	28	10	16	8
	認定型式数累計	148	164	181	187	197	197	225	235	251	259



資料 5 LED防犯灯認定型式数の推移

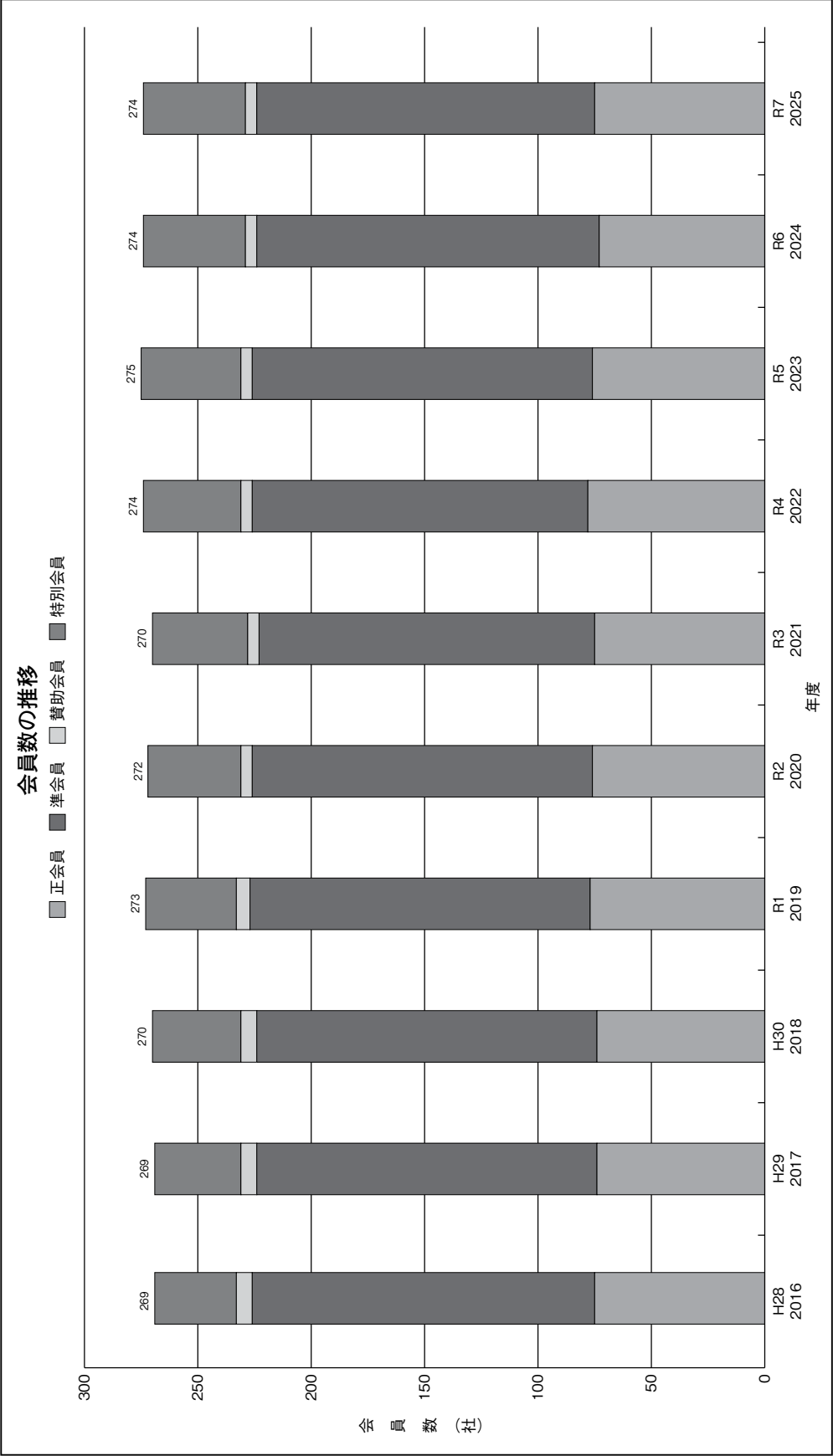
項目		認定年度										2025
		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024		
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	
LED防犯灯	年間認定型式数	31	29	36	10	2	6	2	6	20	8	
	認定型式数累計	101	130	166	176	178	184	186	192	212	220	



資料 6 会員数の推移

[単位:社]

区分	年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
正会員		75	74	74	77	76	75	78	76	73	75
準会員		151	150	150	150	150	148	148	150	151	149
賛助会員		7	7	7	6	5	5	5	5	5	5
特別会員		36	38	39	40	41	42	43	44	45	45
総会員数		269	269	270	273	272	270	274	275	274	274



資料7 歴代役員・理事一覧

区 分	2016(平成28)年	2017(平成29)年	2018(平成30)年
会長	保坂 岳深 NECプラットフォームズ(株)	保坂 岳深 NECプラットフォームズ(株)	伊藤 泰之 三菱電機(株)
代表理事	片岡 義篤 公益社団法人日本防犯設備協会	片岡 義篤 公益社団法人日本防犯設備協会	片岡 義篤 公益社団法人日本防犯設備協会
常任理事	伊藤 英明 三菱電機(株)	伊藤 英明 三菱電機(株)	伊藤 英明 三菱電機(株)
常任理事	岩崎 哲久 (株)東芝	岩崎 哲久 (株)東芝	子安 信彦 (株)東芝
常任理事	川口 正廣 総合警備保障(株)	鈴木 一三 総合警備保障(株)	鈴木 一三 総合警備保障(株)
常任理事	野津 純一 パナソニックシステムネットワークス(株)	野津 純一 パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)	野津 純一 パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)
常任理事	藤井 慶太 NECプラットフォームズ(株)	藤井 慶太 NECプラットフォームズ(株)	藤井 慶太 NECプラットフォームズ(株)
常任理事	堀之北寿朗 (株)日立産業制御ソリューションズ	堀之北寿朗 (株)日立産業制御ソリューションズ	堀之北寿朗 (株)日立産業制御ソリューションズ
常任理事	横田 光司 オーテック電子(株)	横田 光司 オーテック電子(株)	横田 光司 オーテック電子(株)
理事	伊藤 永将 三菱電機ビルテクノサービス(株)	上倉 秀之 (株)セノン	岸本 俊仁 (株)ゴール
理事	岡 幸彦 アズビル(株)	岸本 俊仁 (株)ゴール	北原 博史 三菱電機ビルテクノサービス(株)
理事	上倉 秀之 (株)セノン	北原 博史 三菱電機ビルテクノサービス(株)	駒野目裕久 池上通信機(株)
理事	岸本 俊仁 (株)ゴール	駒野目裕久 池上通信機(株)	茂木 俊介 キング通信工業(株)
理事	駒野目裕久 池上通信機(株)	茂木 俊介 キング通信工業(株)	霜村 徹 (株)セノン
理事	茂木 俊介 キング通信工業(株)	進藤 健輔 セコム(株)	進藤 健輔 セコム(株)
理事	進藤 健輔 セコム(株)	田村 春夫 アズビル(株)	関根 広和 アズビル(株)
理事	寺尾 浩典 アイホン(株)	寺尾 浩典 アイホン(株)	寺尾 浩典 アイホン(株)
理事	照井 康平 (株)セキュリティハウス	照井 康平 (株)セキュリティハウス	照井 康平 (株)セキュリティハウス
理事	鳥井 公一 (株)新生電気商会	鳥井 公一 (株)新生電気商会	鳥井 公一 (株)新生電気商会
理事	仲 良二 (株)ケルケ電子システム	仲 良二 (株)ケルケ電子システム	仲 良二 (株)ケルケ電子システム
理事	永井 健三 (株)プロテック	永井 健三 (株)プロテック	永井 健三 (株)プロテック
理事	中澤 晴幸 (株)全日警	中澤 晴幸 (株)全日警	中澤 晴幸 (株)全日警
理事	西垣 岳史 TOA(株)	西垣 岳史 TOA(株)	西垣 岳史 TOA(株)
理事	乗木 俊毅 かがつう(株)	乗木 俊毅 かがつう(株)	乗木 俊毅 かがつう(株)
理事	平野 富義 エフビーオートメ(株)	平野 富義 エフビーオートメ(株)	平野 富義 エフビーオートメ(株)
理事	星野 広一 ホーチキ(株)	星野 広一 ホーチキ(株)	星野 広一 ホーチキ(株)
理事	穂積 正彦 竹中エンジニアリング(株)	穂積 正彦 竹中エンジニアリング(株)	穂積 正彦 竹中エンジニアリング(株)
理事	政本 猛 関東警報機(株)	政本 猛 関東警報機(株)	政本 猛 関東警報機(株)
理事	盛田 仁 セントラル警備保障(株)	盛田 仁 セントラル警備保障(株)	盛田 仁 セントラル警備保障(株)
監事	加茂 和之 アツミ電気(株)	澤邊 博實 アツミ電気(株)	澤邊 博實 アツミ電気(株)
監事	野口 広之 サクサ(株)	野口 広之 サクサ(株)	平野 亘 サクサ(株)

区 分	2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年
会長	伊藤 泰之 三菱電機(株)	片倉 達夫 パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)	片倉 達夫 パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)
代表理事	片岡 義篤 公益社団法人日本防犯設備協会	片岡 義篤 公益社団法人日本防犯設備協会	片岡 義篤 公益社団法人日本防犯設備協会
常任理事	上原 英明 オーテック電子(株)	上原 英明 オーテック電子(株)	市村 守 (株)日立産業制御ソリューションズ
常任理事	小林 正幸 三菱電機(株)	小林 正幸 三菱電機(株)	上原 英明 オーテック電子(株)
常任理事	子安 信彦 (株)東芝	子安 信彦 (株)東芝	子安 信彦 (株)東芝
常任理事	柴原 知博 NECプラットフォームズ(株)	近藤 秀一 NECプラットフォームズ(株)	近藤 秀一 NECプラットフォームズ(株)
常任理事	鈴木 一三 総合警備保障(株)	鈴木 一三 総合警備保障(株)	鈴木 一三 総合警備保障(株)
常任理事	堀之北寿朗 (株)日立産業制御ソリューションズ	林 宗範 パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)	橋詰 聡 三菱電機(株)
常任理事	柚村 隆 パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)	堀之北寿朗 (株)日立産業制御ソリューションズ	林 宗範 パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)
理事	岸本 俊仁 (株)ゴール	金子 盛洋 竹中エンジニアリング(株)	金子 盛洋 竹中エンジニアリング(株)
理事	北原 博史 三菱電機ビルテクノサービス(株)	岸本 俊仁 (株)ゴール	岸本 俊仁 (株)ゴール
理事	駒野目裕久 池上通信機(株)	駒野目裕久 池上通信機(株)	駒野目裕久 池上通信機(株)
理事	茂木 俊介 キング通信工業(株)	茂木 俊介 キング通信工業(株)	茂木 俊介 キング通信工業(株)
理事	霜村 徹 (株)セノン	進藤 健輔 セコム(株)	進藤 健輔 セコム(株)
理事	進藤 健輔 セコム(株)	竹中 隆 かがつう(株)	竹中 隆 かがつう(株)
理事	関根 広和 アズビル(株)	谷口 方啓 TOA(株)	谷口 方啓 TOA(株)
理事	照井 康平 (株)セキュリティハウス	照井 康平 (株)セキュリティハウス	照井 康平 (株)セキュリティハウス
理事	鳥井 公一 (株)新生電気商会	得津 八郎 (株)セノン	得津 八郎 (株)セノン
理事	仲 良二 (株)ケルケ電子システム	鳥井 公一 (株)新生電気商会	鳥井 公一 (株)新生電気商会
理事	永井 健三 (株)プロテック	仲 良二 (株)ケルケ電子システム	仲 良二 (株)ケルケ電子システム
理事	中澤 晴幸 (株)全日警	永井 健三 (株)プロテック	永井 健三 (株)プロテック
理事	西垣 岳史 TOA(株)	中澤 晴幸 (株)全日警	中澤 晴幸 (株)全日警
理事	乗木 俊毅 かがつう(株)	原田 正彦 三菱電機ビルテクノサービス(株)	原田 正彦 三菱電機ビルテクノサービス(株)
理事	平野 富義 エフビーオートメ(株)	平野 富義 エフビーオートメ(株)	平野 富義 エフビーオートメ(株)
理事	星野 広一 ホーチキ(株)	星野 広一 ホーチキ(株)	星野 広一 ホーチキ(株)
理事	穂積 正彦 竹中エンジニアリング(株)	政本 猛 関東警報機(株)	政本 猛 関東警報機(株)
理事	政本 猛 関東警報機(株)	盛田 仁 セントラル警備保障(株)	盛田 仁 セントラル警備保障(株)
理事	盛田 仁 セントラル警備保障(株)	吉澤 誠 アイホン(株)	吉澤 誠 アイホン(株)
理事	吉澤 誠 アイホン(株)	渡邊 賢佳 アズビル(株)	渡邊 賢佳 アズビル(株)
監事	澤邊 博實 アツミ電気(株)	澤邊 博實 アツミ電気(株)	澤邊 博實 アツミ電気(株)
監事	平野 亘 サクサ(株)	平野 亘 サクサ(株)	平野 亘 サクサ(株)

区 分	2022(令和4)年	2023(令和5)年	2024(令和6)年
会長	今井 泰樹 (株)日立産業制御ソリューションズ	今井 泰樹 (株)日立産業制御ソリューションズ	春山 正樹 (株)東芝
代表理事	片岡 義篤 公益社団法人日本防犯設備協会	片岡 義篤 公益社団法人日本防犯設備協会	廣田 耕一 公益社団法人日本防犯設備協会
常任理事	市村 守 (株)日立産業制御ソリューションズ	石井 周作 三菱電機ビルソリューションズ(株)	石井 周作 三菱電機ビルソリューションズ(株)
常任理事	上原 英明 オーテック電子(株)	市村 守 (株)日立産業制御ソリューションズ	植田 和典 NECプラットフォームズ(株)
常任理事	子安 信彦 (株)東芝	植田 和典 NECプラットフォームズ(株)	小菅 佳克 (株)日立ビルシステム
常任理事	近藤 秀一 NECプラットフォームズ(株)	上原 英明 オーテック電子(株)	子安 信彦 (株)東芝
常任理事	齋藤 渉 総合警備保障(株)	子安 信彦 (株)東芝	齋藤 渉 総合警備保障(株)
常任理事	橋詰 聡 三菱電機ビルソリューションズ(株)	齋藤 渉 総合警備保障(株)	齋藤太喜志 オーテック電子(株)
常任理事	吉田 剛 パナソニック コネクト(株)	吉田 剛 パナソニック コネクト(株)	吉田 剛 パナソニック コネクト(株)
理事	池戸 英樹 アイホン(株)	池戸 英樹 アイホン(株)	朝比奈 純 i-PRO(株)
理事	金子 盛洋 竹中エンジニアリング(株)	音野 徹 TOA(株)	池戸 英樹 アイホン(株)
理事	岸本 俊仁 (株)ゴール	金子 盛洋 竹中エンジニアリング(株)	音野 徹 TOA(株)
理事	駒野目裕久 池上通信機(株)	岸本 俊仁 (株)ゴール	金子 盛洋 竹中エンジニアリング(株)
理事	茂木 俊介 キング通信工業(株)	茂木 俊介 キング通信工業(株)	岸本 俊仁 (株)ゴール
理事	進藤 健輔 セコム(株)	進藤 健輔 セコム(株)	茂木 俊介 キング通信工業(株)
理事	竹中 隆 かがつう(株)	竹中 隆 かがつう(株)	竹中 隆 かがつう(株)
理事	谷口 方啓 TOA(株)	照井 康平 (株)セキュリティハウス	田中 貞朗 セコム(株)
理事	照井 康平 (株)セキュリティハウス	鳥井 公一 (株)新生電気商会	照井 康平 (株)セキュリティハウス
理事	得津 八郎 (株)セノン	仲 良二 (株)ケルク電子システム	鳥井 公一 (株)新生電気商会
理事	鳥井 公一 (株)新生電気商会	永井 健三 (株)プロテック	仲 良二 (株)ケルク電子システム
理事	仲 良二 (株)ケルク電子システム	中澤 晴幸 (株)全日警	永井 健三 (株)プロテック
理事	永井 健三 (株)プロテック	原田 茂男 セントラル警備保障(株)	中澤 晴幸 (株)全日警
理事	中澤 晴幸 (株)全日警	平野 富義 エフビーオートメ(株)	西村 宣昭 セーフィー(株)
理事	原田 茂男 セントラル警備保障(株)	星野 広一 ホーチキ(株)	原田 茂雄 セントラル警備保障(株)
理事	平野 富義 エフビーオートメ(株)	政本 猛 関東警報機(株)	平野 富義 エフビーオートメ(株)
理事	星野 広一 ホーチキ(株)	村谷 彰俊 (株)セノン	星野 広一 ホーチキ(株)
理事	政本 猛 関東警報機(株)	渡邊 賢佳 アズビル(株)	政本 猛 関東警報機(株)
理事	渡邊 賢佳 アズビル(株)		山崎 実功 アズビル(株)
監事	澤邊 博實 アツミ電気(株)	澤邊 博實 アツミ電気(株)	鈴田 浩司 アツミ電気(株)
監事	松原 秀之 サクサ(株)	西牟田 靖 サクサ(株)	丸井 武士 サクサ(株)

区 分	2025(令和7)年
会長	春山 正樹 (株)東芝
代表理事	廣田 耕一 公益社団法人日本防犯設備協会
常任理事	石井 周作 三菱電機ビルソリューションズ(株)
常任理事	植田 和典 NECプラットフォームズ(株)
常任理事	鷗飼 拓男 パナソニック コネクト(株)
常任理事	鎌田 芳幸 (株)東芝
常任理事	小菅 佳克 (株)日立ビルシステム
常任理事	齋藤太喜志 オーテック電子(株)
常任理事	佐藤 将史 ALSOK(株)
理事	朝比奈 純 i-PRO(株)
理事	稲富 信義 かがつう(株)
理事	音野 徹 TOA(株)
理事	金子 盛洋 竹中エンジニアリング(株)
理事	岸本 俊仁 (株)ゴール
理事	茂木 俊介 キング通信工業(株)
理事	下枝 洋平 アイホン(株)
理事	田中 貞朗 セコム(株)
理事	田中 雄輔 ホーチキ(株)
理事	照井 康平 (株)セキュリティハウス
理事	鳥井 公一 (株)新生電気商会
理事	仲 良二 (株)ケルク電子システム
理事	永井 健三 (株)プロテック
理事	中澤 晴幸 (株)全日警
理事	西村 宣昭 セーフィー(株)
理事	原田 茂雄 セントラル警備保障(株)
理事	平野 富義 (株)目黒ロックサービス
理事	政本 猛 関東警報機(株)
理事	山崎 実功 アズビル(株)
監事	鈴田 浩司 アツミ電気(株)
監事	松原 秀之 サクサ(株)

資料 8 歴代議長・委員長・副委員長・主査一覧

会議・委員会	2016(平成28)年	2017(平成29)年	2018(平成30)年	2019(令和元)年	2020(令和2)年
運営幹事会代表幹事	藤井 慶太 (NECプラットフォームズ)	藤井 慶太 (NECプラットフォームズ)	伊藤 英明 (三菱電機)	小林 正幸 (三菱電機)	林 宗範 (パナソニックシステムソリューションズジャパン)
副代表幹事	伊藤 英明 (三菱電機)	伊藤 英明 (三菱電機)	野津 純一 (パナソニックシステムソリューションズジャパン)	柚村 隆 (パナソニックシステムソリューションズジャパン)	山田 佳弘 (日立産業制御ソリューションズ)
運営企画会議議長	伊藤 英明 (三菱電機)	伊藤 英明 (三菱電機)	野津 純一 (パナソニックシステムソリューションズジャパン)	柚村 隆 (パナソニックシステムソリューションズジャパン)	山田 佳弘 (日立産業制御ソリューションズ)
広報分科会 主査 (2022年度～)	—	—	—	—	—
制度事業運営会議議長	伊藤 広 (日防設)	伊藤 広 (日防設)	青井 伸 (日防設)	青井 伸 (日防設)	高橋 俊雄 (日防設)
委員会運営会議議長	藤井 慶太 (NECプラットフォームズ)	藤井 慶太 (NECプラットフォームズ)	伊藤 英明 (三菱電機)	小林 正幸 (三菱電機)	林 宗範 (パナソニックシステムソリューションズジャパン)
統計調査委員会委員長	齊藤 賞一 (ライコム)	齊藤 賞一 (ライコム)	齊藤 賞一 (ライコム)	齊藤 賞一 (ライコム)	齊藤 賞一 (ライコム)
副委員長	道家 正宏 (キング通信工業)	道家 正宏 (キング通信工業)	道家 正宏 (キング通信工業)	道家 正宏 (キング通信工業)	—
防犯システム委員会委員長	中村 清 (キヤノン)	中村 清 (キヤノン)	中村 清 (キヤノン)	中村 清 (キヤノン)	中村 清 (キヤノン)
副委員長	—	—	—	大石 恵司 (パナソニックシステムソリューションズジャパン)	大石 恵司 (パナソニックシステムソリューションズジャパン)
出入管理機器委員会委員長	中島 浩介 (美和ロック)	横田 和典 (三菱電機)	横田 和典 (三菱電機)	横田 和典 (三菱電機)	横田 和典 (三菱電機)
副委員長	横田 和典 (三菱電機)	小野寺 咲子 (アート)	小野寺 咲子 (アート)	小野寺 咲子 (アート)	小野寺 咲子 (アート)
映像セキュリティ委員会委員長	難波 剛 (JVCケンウッド・公共産業システム)	野村 幸司 (ソニービジネスソリューション)	野村 幸司 (ソニービジネスソリューション)	芳野 雅美 (東芝テリー)	芳野 雅美 (東芝テリー)
副委員長	武藤 幸博 (アイホン)	吉岡 俊明 (TOA)	吉岡 俊明 (TOA)	福島 明 (日立国際電気)	福島 明 (日立国際電気)
防犯照明委員会委員長	乗木 俊毅 (かがつう)	森島 俊之 (パナソニック)	森島 俊之 (パナソニック)	森島 俊之 (パナソニック)	森島 俊之 (パナソニック)
副委員長	森島 俊之 (パナソニック)	戸田 雅宏 (東芝ライテック)	戸田 雅宏 (東芝ライテック)	戸田 雅宏 (東芝ライテック)	稲富 信義 (かがつう)
自動車・オートバイ委員会委員長	古新居 勝司 (アルファ)	古新居 勝司 (アルファ)	進藤 宜幸 (東海理化)	進藤 宜幸 (東海理化)	山本 哲慎 (ユージン)
副委員長	長嶋 治 (加藤電機)	長嶋 治 (加藤電機)	佐野 博之 (朝日電装)	佐野 博之 (朝日電装)	長嶋 治 (加藤電機)
技術基準委員会 映像監視分科会主査	三澤 賢洋 (日防設顧問)	三澤 賢洋 (日防設顧問)	三澤 賢洋 (日防設顧問)	大野 眞裕 (アイホン)	大野 眞裕 (アイホン)
警報システム分科会主査	—	野崎 哲朗 (NECプラットフォームズ)	渡邊 真基 (セコム)	渡邊 真基 (セコム)	渡邊 真基 (セコム)
出入管理分科会主査	松尾 直樹 (アズビル)	山崎 実功 (アズビル)	山崎 実功 (アズビル)	鎌田 裕一 (アズビル)	鎌田 裕一 (アズビル)
施工基準委員会委員長	谷川 威人 (パナソニックES創研)	谷川 威人 (パナソニックES創研)	谷川 威人 (パナソニックES創研)	谷川 威人 (パナソニックライフソリューションズ創研)	谷川 威人 (パナソニックライフソリューションズ創研)
副委員長	—	—	—	—	野村 俊一 (美和ロック)
規格調査委員会委員長	野崎 哲朗 (NECプラットフォームズ)	野崎 哲朗 (NECプラットフォームズ)	渡邊 真基 (セコム)	渡邊 真基 (セコム)	渡邊 真基 (セコム)
副委員長	—	—	天野 博之 (オブテックス)	天野 博之 (オブテックス)	小栗 輝久 (サクサ)
防犯設備士委員会委員長	平野 富義 (エフビーオートメ)	平野 富義 (エフビーオートメ)	平野 富義 (エフビーオートメ)	平野 富義 (エフビーオートメ)	平野 富義 (エフビーオートメ)
副委員長	松尾 たけし (目黒ロックサービス)	小林 俊治 (三菱電機)	小林 俊治 (三菱電機)	—	—
総合防犯設備士委員会委員長	武富 正隆 (総合防犯士会)	武富 正隆 (総合防犯士会)	永井 健三 (プロテック)	永井 健三 (プロテック)	永井 健三 (プロテック)
副委員長	平野 富義 (エフビーオートメ)	平野 富義 (エフビーオートメ)	道家 正宏 (キング通信工業)	道家 正宏 (キング通信工業)	谷川 威人 (パナソニックES創研)
副委員長	—	—	谷川 威人 (パナソニックES創研)	谷川 威人 (パナソニックES創研)	—
防犯優良住宅認定制度分科会 主査 (2021年度～)	—	—	—	—	—
RBSS委員会委員長	三澤 賢洋 (日防設顧問)	三澤 賢洋 (日防設顧問)	三澤 賢洋 (日防設顧問)	高桑 誠 (パナソニックPROセンシングソリューションズ)	高桑 誠 (パナソニックPROセンシングソリューションズ)
副委員長	乗木 俊毅 (かがつう)	乗木 俊毅 (かがつう)	乗木 俊毅 (かがつう)	森島 俊之 (パナソニック)	森島 俊之 (パナソニック)

会議・委員会	2021年(令和3)	2022年(令和4)	2023年(令和5)	2024年(令和6)	2025年(令和7)
運営幹事会代表幹事	林 宗範 (パナソニックシステムソリューションズジャパン)	堀之北 寿朗 (日立産業制御ソリューションズ)	堀之北 寿朗 (日立産業制御ソリューションズ)	子安 信彦 (東芝)	鎌田 芳幸 (東芝)
副代表幹事	山田 佳弘 (日立産業制御ソリューションズ)	櫻田 一品 (東芝)	子安 信彦 (東芝)	加倉井 伸行 (NECプラットフォームズ)	笠原 善美 (NECプラットフォームズ)
運営企画会議議長	山田 佳弘 (日立産業制御ソリューションズ)	櫻田 一品 (東芝)	子安 信彦 (東芝)	加倉井 伸行 (NECプラットフォームズ)	笠原 善美 (NECプラットフォームズ)
広報分科会 主査 (2022年度～)	—	池田 功平 (ユーエム)	池田 功平 (ユーエム)	池田 功平 (ユーエム)	池田 功平 (ユーエム)
制度事業運営会議議長	高橋 俊雄 (日防設)	塩野谷 和重 (日防設)	塩野谷 和重 (日防設)	佐藤 哲郎 (日防設)	佐藤 哲郎 (日防設)
委員会運営会議議長	林 宗範 (パナソニックシステムソリューションズジャパン)	堀之北 寿朗 (日立産業制御ソリューションズ)	堀之北 寿朗 (日立産業制御ソリューションズ)	子安 信彦 (東芝)	鎌田 芳幸 (東芝)
統計調査委員会委員長	齊藤 賞一 (ライコム)	齊藤 賞一 (ライコム)	齊藤 賞一 (ライコム)	齊藤 賞一 (ライコム)	齊藤 賞一 (ライコム)
副委員長	—	—	—	—	一杉 治 (キング通信)
防犯システム委員会委員長	中村 清 (キヤノン)	大石 恵司 (パナソニックコネクト)	大石 恵司 (パナソニックコネクト)	大石 恵司 (パナソニックコネクト)	大石 恵司 (パナソニックコネクト)
副委員長	大石 恵司 (パナソニックシステムソリューションズジャパン)	—	—	—	—
出入管理機器委員会委員長	小野寺 咲子 (アート)	小野寺 咲子 (アート)	岸 靖之 (パナソニック)	岸 靖之 (パナソニック)	近藤 貴裕 (三菱電機ビルソリューションズ)
副委員長	岸 靖之 (パナソニック)	岸 靖之 (パナソニック)	久保木 将司 (美和ロック)	這越 克己 (クマヒラ)	—
映像セキュリティ委員会委員長	鈴木 卓也 (日本防犯システム)	鈴木 卓也 (日本防犯システム)	中村 民雄 (池上通信機)	中村 民雄 (池上通信機)	木村 泰之 (グローリー)
副委員長	大藪 覚 (パナソニックIPROセンシングソリューションズ)	大藪 覚 (IPRO)	小柳 康之 (ホーチキ)	小柳 康之 (ホーチキ)	古川 佳弘 (セノン)
防犯照明委員会委員長	森島 俊之 (パナソニック)	森島 俊之 (パナソニック)	森島 俊之 (パナソニック)	稲富 信義 (かがつう)	稲富 信義 (かがつう)
副委員長	稲富 信義 (かがつう)	稲富 信義 (かがつう)	稲富 信義 (かがつう)	—	—
自動車・オートバイ委員会委員長	山本 哲慎 (ユージン)	多田 真和 (ホンダロック)	大坪 建一 (ミネベアアクセスソリューションズ)	倉田 剛文 (アルファ)	倉田 剛文 (アルファ)
副委員長	長嶋 治 (加藤電機)	佐野 宣幸 (朝日電装)	佐野 宣幸 (朝日電装)	長嶋 治 (加藤電機)	長嶋 治 (加藤電機)
技術基準委員会 映像監視分科会主査	大野 真裕 (アイホン)	大野 真裕 (アイホン)	池上 貴則 (東芝テリー)	池上 貴則 (東芝テリー)	岡戸 研太 (国際電気)
警報システム分科会主査	渡邊 真基 (セコム)	渡邊 真基 (セコム)	渡邊 真基 (セコム)	渡邊 真基 (セコム)	貝崎 欣也 (NECプラットフォームズ)
出入管理分科会主査	鎌田 裕一 (アズビル)	片山 匠人 (アート)	片山 匠人 (アート)	片山 匠人 (アート)	片山 匠人 (アート)
施工基準委員会委員長	谷川 威人 (パナソニックライフソリューションズ創研)	谷川 威人 (パナソニックエレクトリックワークス創研)	谷川 威人 (パナソニックエレクトリックワークス創研)	谷川 威人 (パナソニックエレクトリックワークス創研)	谷川 威人
副委員長	野村 俊一 (美和ロック)	野村 俊一 (美和ロック)	野村 俊一 (美和ロック)	野村 俊一 (美和ロック)	野村 俊一 (美和ロック)
規格調査委員会委員長	渡邊 真基 (セコム)	渡邊 真基 (セコム)	渡邊 真基 (セコム)	渡邊 真基 (セコム)	貝崎 欣也 (NECプラットフォームズ)
副委員長	貝崎 欣也 (NECプラットフォームズ)	貝崎 欣也 (NECプラットフォームズ)	貝崎 欣也 (NECプラットフォームズ)	貝崎 欣也 (NECプラットフォームズ)	—
防犯設備士委員会委員長	平野 富義 (エフビーオートメ)	平野 富義 (エフビーオートメ)	平野 富義 (エフビーオートメ)	平野 富義 (エフビーオートメ)	平野 富義 (目黒ロックサービス)
副委員長	—	—	松尾 たけし (目黒ロックサービス)	松尾 たけし (目黒ロックサービス)	松尾 たけし (目黒ロックサービス)
総合防犯設備士委員会委員長	永井 健三 (プロテック)	永井 健三 (プロテック)	高尾 祐之 (ヒビキセキュリティ)	高尾 祐之 (ヒビキセキュリティ)	高尾 祐之 (ヒビキセキュリティ)
副委員長	谷川 威人 (パナソニックライフソリューションズ創研)	谷川 威人 (パナソニックエレクトリックワークス創研)	谷川 威人 (パナソニックエレクトリックワークス創研)	谷川 威人 (パナソニックエレクトリックワークス創研)	平野 富義 (目黒ロックサービス)
副委員長	—	—	平野 富義 (エフビーオートメ)	平野 富義 (エフビーオートメ)	谷川 威人
防犯優良住宅認定制度分科会 主査 (2021年度～)	平野 富義 (エフビーオートメ)	平野 富義 (エフビーオートメ)	小林 道治 (バスコム)	小林 道治 (バスコム)	小林 道治 (バスコム)
RBSS委員会委員長	寺島 達雄 (JVCケンウッド公共産業システム)	寺島 達雄 (JVCケンウッド公共産業システム)	足立 克巳 (TOA)	延沢 智宏 (TOA)	佐藤 義行 (日立ビルシステム)
副委員長	森島 俊之 (パナソニック)	森島 俊之 (パナソニック)	森島 俊之 (パナソニック)	稲富 信義 (かがつう)	稲富 信義 (かがつう)

公益社団法人日本防犯設備協会 定款

制定 2011（平成23）年 4 月 1 日

改正 2021（令和 3）年 6 月16日

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は公益社団法人日本防犯設備協会（英文名 “Japan Security Systems Association” 略称 JSSA）（以下「協会」という）という。

（目 的）

第 2 条 協会は、防犯機器及び防犯システム並びに情報セキュリティシステム（以下「防犯設備等」という）に関する調査・研究及び防犯設備等の設置等に携わる者に対する研修その他の事業を行うことを通じて、防犯設備等に対する国民の理解を深めるとともに、安全で信頼できる防犯設備等の普及を図り、もって犯罪の防止その他公共の安全と秩序の維持に貢献し、国民生活の安全に資することを目的とする。

（事務所）

第 3 条 協会の主たる事務所は、東京都港区に置く。

2 協会は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

（事 業）

第 4 条 協会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防犯設備等の性能向上と普及に向けた、防犯設備等の調査・研究、標準・基準制定、審査・認定、相談・助言、防犯関連事業従事者の養成・資格認定、展示会、セミナーの開催等の事業
- (2) 出版事業、防犯設備等に関する調査及び設計等の受託事業等の事業
- (3) 広報活動、会報発行、関連団体との連携活動等の第 1 号、第 2 号以外の事業

2 本条の事業は、東京都及び他の道府県で行う。

第 2 章 会 員

（会 員）

第 5 条 協会の会員は、以下の 5 種類とする。

- (1) 正会員 防犯設備等の製造、販売若しくは施工の事業、又は防犯設備等に係わるサービスの提供事業を営む法人又は個人で、協会の目的に賛同して入会し、その目的に添った各種協会活動に参画する意思のあるもの

- (2) 準会員 防犯設備等の製造、販売若しくは施工の事業、又は防犯設備等に係わるサービスの提供事業を営む法人又は個人で、協会の目的に賛同して入会したもの
- (3) 特別会員 防犯設備士が構成員である団体で、協会の趣旨に賛同し、協会と連携して安全で信頼できる防犯設備等の普及活動を行うために入会したもの
- (4) 賛助会員 協会の事業を賛助する法人、団体（前号に掲げるものを除く。）又は個人で、協会の趣旨に賛同して入会したもの
- (5) 名誉会員 協会の事業に関し特に功労があった者又は学識経験者で、理事会において推薦されて入会したもの

2 前項のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号、以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する社員とする。

（入 会）

第 6 条 会員（名誉会員を除く。）になろうとするものは、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会は、前項の入会申し込みをしたものが次の基準を満たすときは、その入会を承認しなければならない。

- (1) 第 2 条の目的に賛同し、かつ第 4 条の事業の実施に協力する意思のあるもの
- (2) 反社会的勢力と金銭授受や事業受発注等の関係を持たず、かつこれらの構成員を雇用していないもの
- (3) 防犯設備等を悪用し犯罪ほう助に用いることのないもの

3 前項の規定により入会の承認をしたときは、会員名簿に所定の事項を記載するとともに、申込者にその旨を通知する。入会を拒否したときは、直ちにその旨を通知する。

4 理事会が終了した後、次の理事会が開催されるまでの期間に入会申し込みを行ったものは、代表理事が仮入会を認めることができる。仮入会が認められたものについては、直後の理事会において入会の可否を判断し、本条第 2 項に掲げる基準を満たした場合は、入会を認めなければならない。

5 仮入会を認められたものは、仮入会が認められた時点で会費を納めなければならない。なお、入会金は理事会において入会が認められた時点で納めなければならない。

6 仮入会を認められたものは、第 13 条に規定する総会に出席して議決権を行使することができない。

7 仮入会を認めながら理事会において入会が認められなかった場合には、仮入会者が仮入会の間に支払った会費はこれを返還する。

（会 費）

第 7 条 入会金及び会費の金額及び納入方法は、第 14 条に規定する権能に従って総会において定める。

（任意退会）

第 8 条 会員は、書面により代表理事に退会する旨を届け出て、いつでも退会することができる。

（除 名）

第 9 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 協会の名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせるような行為があったとき
- (2) この定款に違反する行為があったとき
- 2 前項の規定により会員の除名をしようとするときは、当該総会の日から一週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 代表理事は、会員を除名したときは、除名した会員に対してその旨を通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1ヵ年以上滞納したとき
- (2) 正会員全員（総社員）の同意があるとき
- (3) 解散し、又は死亡したとき
- (4) 第9条の規定により除名されたとき
- (5) 正会員又は準会員にあっては、第5条第1項の第1号又は第2号に規定する会員の資格を喪失したとき

(会員名簿への記載者)

第11条 会員名簿に記載するものは会員本人とする。なお、法人が会員となる場合に会員名簿に記載するのは、会員となった当該法人の代表者もしくは防犯設備等に関する事業に係る部門の長とする。

(拠出金等の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が、退会し、又は除名される前に納入した入会金その他の拠出金品は、返還しない。ただし、第6条第7項に定めるとおり、仮入会を認めながら理事会において入会が認められなかった場合には、仮入会者が仮入会の間に支払った会費については返還する。

第3章 総 会

(名称と構成)

第13条 協会は、一般社団・財団法人法第35条に定める社員総会を、総会と称する。

2 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 能)

第14条 総会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項に限り議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任並びに理事の任期の短縮
- (3) 役員の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 一般社団・財団法人法第113条に規定する役員の損害賠償責任の一部免除
- (5) 役員の責任の一部免除を受けた者への退職慰労金支給
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 解散及び継続

(9) 合併契約の承認

(10) 第 49 条に規定する残余財産の帰属の決定

(11) 役員が総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任

(12) 正会員による招集の請求により招集された総会における、協会の業務及び財産の状況を調査する者の選任

(13) 入会金及び会費

(14) 事業報告及び計算書類並びに財産目録の承認

2 総会は、前項第 11 号又は第 12 号に掲げる事項を議決する場合を除き、あらかじめ総会の目的として通知された事項以外の事項について議決することはできない。

(開 催)

第 15 条 通常総会をもって、定時社員総会とし、毎年 1 回開催する。臨時総会は、必要に応じて招集することができる。

(招 集)

第 16 条 総会は、理事会の議決に基づき理事のいずれかが招集する。

2 総会を招集する理事は、正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに、臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を議決しなければならない。

(1) 総会の日時及び開催場所

(2) 総会の目的である事項（当該事項が役員の選任、役員の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む）

(3) 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができるとするときは、その旨、総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限

(4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決の行使に関する事項

(招集通知)

第 17 条 総会を招集する理事は、総会の日 2 週間前までに、正会員に対して、前条第 3 項各号に掲げる事項を記載した書面（次項により総会参考書類に記載した事項を除く）又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

2 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般社団・財団法人法第 41 条第 1 項に規定する次の書類を添付しなければならない。

(1) 総会参考書類

(2) 議決権行使書

(議 長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(出席者の確認)

第 19 条 総会に出席することができる会員は、会員名簿に記載された正会員とする。総会において正会員が代理権を行使する場合および書面表決を行う場合は、第 22 条及び第 23 条の規定に従う。

(議 決)

第 20 条 総会の議決は、議決権を有する正会員の過半数が出席し、出席正会員の過半数をもって行う。

2 本条第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる各号の議決は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 一般社団法人・財団法人法第 113 条第 1 項に規定する役員の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認

(議決権)

第 21 条 正会員は、総会において各 1 個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第 22 条 総会に出席できない正会員は、総会を招集する理事に対して、委任状その他の代理権を証明する書面を提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。

2 前項の正会員は、代理権を証明する書面の提出に代えて、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

3 第 1 項に定める代理人は、法人の正会員においては当該法人の役員若しくは従業員、又は他の正会員とし、個人の正会員においては他の正会員とする。

(書面又は電磁的方法による議決権行使)

第 23 条 第 17 条第 2 項の規定に従って、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法で議決権を行使することとする場合は、総会に出席できない正会員は、第 17 条第 2 項に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 20 条の議決の数に算入する。

(決議の省略)

第 24 条 理事又は社員が総会の目的である事項につき提案した場合において、正会員の全員が提案された議題につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第 16 条第 3 項の理事会において定めるものとし、第 17 条から前条までの規定を適用しない。

(決議事項の通知)

第 25 条 総会の議事の経過及び概要並びに決議した事項は、正会員に通知する。

(議事録)

第 26 条 総会の議事については、一般社団・財団法人法第 57 条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が、署名押印しなければならない。

第 4 章 役 員

(役員及びその人数)

第 27 条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25 名以上 35 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。代表理事は常勤とする。
- 3 理事のうち 5 名以上 10 名以内を常任理事とする。常任理事と代表理事を兼ねることはできない。

(役員の選任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の議決により選任する。

- 2 監事の選任に関する議案を総会に提出する場合は、監事の同意を受けなければならない。
- 3 協会は、理事及び監事の選出にあたり、あらかじめ補欠を選出することができる。補欠の選出に当っては、当該候補者が補欠の役員である旨、および役員の補欠として選任する場合はその旨を併せて、総会で議決しなければならない。
- 4 前項で選出された補欠者の任期は、退任した役員の残任期とする。

(役員の資格)

第 29 条 監事は、協会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 2 一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項に規定する者並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。）第 6 条第 1 号に規定する者は、理事又は監事となることができない。

(役員の解任)

第 30 条 役員は、第 20 条に定める総会の議決により、いつでも解任することができる。

(役員の任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。

(欠 員)

第32条 理事又は監事の数が、第27条に定める員数を下回った場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 2 代表理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。
- 3 代表理事が死亡等の理由による欠員となった場合には、直ちに理事会を開催し、理事の中から代表理事を選出しなければならない。

(役員の職務)

第33条 理事及び監事は、一般社団・財団法人法に規定する職務を行うほか、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職務を行う。

- (1) 代表理事は、協会を代表し、会務を総括し、業務を行う。
 - (2) 常任理事は、代表理事の職務執行を補佐するとともに、理事会の議決に基づき、協会の会務を分担し、職務を行う。
 - (3) 理事は、理事会を組織し、協会の運営及び事業の重要事項を審議し、会務の執行の決定に参画する。
 - (4) 監事は、総会および理事会に出席し、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員の報酬等)

第34条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、総会で、別に定める総額の範囲内で、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には、費用を支弁することができる。
- 3 第1項ただし書に規定する報酬の支給基準については、総会の議決により別に定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免除)

第35条 協会は、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定により、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において総会の議決によって免除することができる。

第5章 会長・顧問

(会 長)

第36条 協会に、会長1名をおくことができる。

- 2 会長は、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。
- 3 会長は、協会の趣旨・目的、活動内容を広く社会に知らしめ、その見識をもって協会の事業を支援するとともに、会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 会長は、無報酬とする。なお、必要な経費については、これを支弁することができる。

(顧 問)

第37条 協会に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者の中から、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、代表理事の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。なお、必要な経費については、これを支弁することができる。

第6章 理 事 会

(理事会の設置)

第38条 協会に、理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 能)

第39条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の招集に関する事項
- (2) 代表理事の選任及び解任
- (3) 重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 多額の借財
- (5) 重要な使用人の選任及び解任
- (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- (7) 公益社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (8) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (9) 事業報告及び決算に係る第52条第1項の書類の承認
- (10) その他協会の業務の執行に関する事項（総会の議決を要する事項を除く。）

(招 集)

第40条 理事会は、理事のいずれかが招集する。

- 2 理事会を招集しようとするときは、招集する理事は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 41 条 理事会の議長は、出席した理事の中から選任する。

(議 決)

第 42 条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その議決に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 43 条 理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、議決に加わる理事の全員が提案された議決につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議決を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議決の通知)

第 44 条 理事会の議事の経過及び概要並びに議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第 95 条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した代表理事及び監事とする。

第 7 章 運営幹事会

(運営幹事会の設置)

第 46 条 代表理事は、理事会の業務執行に際して助言が必要と判断した際には、理事会の決議をへて、運営幹事会をおくことができる。

2 運営幹事会の運営及び主要な構成員については、理事会の決議を得て、代表理事が定める。運営幹事会に関する事項は、理事会の決議を得て、代表理事が定める。

3 理事及び監事は運営幹事会に出席することができる。

第 8 章 専門委員会

(専門委員会の設置)

第 47 条 代表理事は、協会の目的に沿った事業を実施するため、専門的見地から活動を行う常設の機関が必要であると認めたときは、理事会の決議を得て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を得て、代表理事が定める。

第9章 財産及び会計

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(事業年度)

第50条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第51条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 代表理事は、各事業年度経過後3箇月以内に第1号から第4号の書類を作成し、当該書類については監事の作成した監査報告を添付して、各事業年度経過後3箇月以内に理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類は、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 第1項の書類は、当該事業年度経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、通常総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的財産取得残高の算定)

第 53 条 代表理事は、公益法人認定法施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 58 条第 1 項第 16 号の書類に記載するものとする。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 54 条 この定款を変更するときは、第 20 条第 2 項に規定する総会で決議をしなければならない。ただし、公益法人認定法第 11 条第 1 項に規定する事項については、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 48 条の規定はこれを変更することができない。

(合 併)

第 55 条 協会が合併するときは、あらかじめ公益法人認定法第 24 条第 1 項に規定する届出をし、又は公益法人認定法第 25 条に規定する認可を受けたうえで、第 20 条第 2 項に規定する総会で決議をしなければならない、ただし、当該合併に伴い、前条第 1 項のただし書の適用を受けるときはこの限りでない。

(事業の全部又は一部の譲渡)

第 56 条 協会が事業の全部又は一部の譲渡をするときは、あらかじめ公益法人認定法第 24 条第 2 項に規定する届出をしたうえで、第 20 条第 2 項に規定する総会で決議をしなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、第 54 条第 1 項のただし書の適用を受けるときはこの限りでない。

(解 散)

第 57 条 協会は、次の事由により解散する。

- (1) 第 20 条第 2 項に規定する総会による解散の決議があったとき
- (2) 正会員が存在せず社員が欠けたとき
- (3) 合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る）したとき
- (4) 破産手続開始の決定がなされたとき
- (5) 裁判所による解散命令があったとき

第 11 章 情報開示

(帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

第 58 条 協会は、次の各号に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- (4) 総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
- (5) 第 24 条に規定する総会の議決の省略をした場合の同意書
- (6) 総会の議事録

- (7) 第 43 条に規定する理事会の議決の省略をした場合の同意書
 - (8) 理事会の議事録
 - (9) 会計帳簿
 - (10) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
 - (11) 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書
 - (12) 財産目録
 - (13) 監査報告
 - (14) 役員名簿
 - (15) 役員の報酬等の支給基準
 - (16) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (17) 許認可等及び登記に関する書類
- 2 前項第 1 号、第 6 号及び第 10 号ないし第 15 号に掲げる書類については、従たる事務所がある場合は、従たる事務所にも備え置くものとする。
- 3 帳簿及び書類等の備置き期間並びに閲覧については、理事会の承認を受けた情報公開規程に定めるものとする。

(公 告)

第 59 条 協会の公告方法は、電子公告とする。

第 12 章 事務局その他

(事務局)

- 第 60 条 協会に事務を処理するため事務局を置き、重要な職員についての任免は理事会が行い、その他の職員の任免は代表理事が行う。
- 2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委 任)

- 第 61 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の代表理事は服部範雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 50 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。